

質 疑 応 答 書

令和8年4月21日

番 号	質 問	回 答
1	実施要領4（9）契約書の締結が「令和8年6月1日（月）予定」と記載されておりますが、落札後にも社内手続きが発生する都合上、6月1日に間に合わない可能性もありますが、ご了承いただけますか。	本件はプロポーザル方式による事業者選定であるため、プレゼンテーション後に優先交渉権者を選定し、契約内容等を協議のうえ、随意契約を締結いたします。このため、契約書の締結は、実施要領P2「4 スケジュール（9）」に記載のとおり、令和8年6月1日（月）を予定していますが、貴社の社内手続の都合により当日に間に合わない場合は調整可能です。 ただし、本件の履行期間は令和8年7月1日午前0時から令和12年3月31日24時までとしており、7月1日からの電力供給及び余剰電力の買取開始に支障がない範囲であることを前提といたします。
2	実施要領5（10）の過去実績について、「業務履行実績の年度は問わない」とありますが、現在供給中ないし買取中の契約も含めてもよいでしょうか。	現在供給中又は買取中の契約を含めていただいても結構です。

注) この質疑応答書は仕様書の追補と見做す。質問の内容によっては回答に仕様内容等を含む場合もあることから、応募者は質問の有無にかかわらず全文を読まれない。

番 号	質 問	回 答
3	<p>実施要領P 3 6 参加申込手続 に「業務実績は、「電力供給契約」、「電力売却契約」及び「自己託送」の実績について、それぞれ最大10件まで記載し、」と記載ありますが、同一自治体であっても契約期間がそれぞれ異なり契約が別であれば、それぞれ1件として数えてもよろしいでしょうか。</p>	<p>「電力供給契約」「電力売却契約」「自己託送」の各項目では、同一の自治体との複数契約を別件として複数記載することはできません。契約期間が異なるなど契約が別であっても、当該項目内における同一自治体の記載は1件に限ってください。なお、同一の自治体を各項目間で重複して記載することは差し支えありません（例：「電力供給契約」、「電力売却契約」及び「自己託送」のすべての項目に同一自治体を各1件ずつ記載することは可能です）。また、「電力供給契約」「電力売却契約」については国又は地方公共団体との契約実績を、「自己託送」については国、地方公共団体又は民間事業者との契約実績を記載してください。</p>
4	<p>入札書に記載する日付は、提出日・開札日のいずれでしょうか。</p>	<p>本手続では「入札書」は用いず、様式7-1～7-4の「提案見積書」をご提出いただきます。当該「提案見積書」に記載する日付は、企画提案書の提出日（提出年月日）をご記入ください。なお、優先交渉権者の決定後、契約締結時に改めて見積書をご提出いただきます。</p>

注) この質疑応答書は仕様書の追補と見做す。質問の内容によっては回答に仕様内容等を含む場合もあることから、応募者は質問の有無にかかわらず全文を読まれない。

番 号	質 問	回 答
5	<p>実施要領P6 9プレゼンテーション(5)その他に「プレゼンテーションは提出した企画提案に沿って、提案内容の説明等を行うものとしします。」との記載がございますが、プレゼンテーションに使用する資料は企画提案書になりますでしょうか。それとも、プレゼンテーション用に別途資料を用意してもよろしいでしょうか。</p>	<p>実施要領P6「9 プレゼンテーション(5)その他」に記載のとおり、プレゼンテーションは提出済みの企画提案書の内容に沿って実施してください。なお、プレゼンテーション用に別途資料をご用意いただくことは可能ですが、当該資料の内容は企画提案書の範囲内に限ります。</p>
6	<p>実施要領P6 9プレゼンテーション(5)その他に「プロジェクター、スクリーンは本市で用意します。」と記載ありますが、PCとプロジェクターを接続するHDMIケーブルは貴市にて用意頂けると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>プロジェクターと接続するHDMIケーブルは本市にてご用意します。また、USB Type-C端子からHDMI端子へ変換するアダプターもご用意します。なお、プレゼンテーション実施日前に、参加者の希望に応じてPCとプロジェクターの接続確認を行う機会を設ける予定です。</p>
7	<p>プロポーザル評価基準 託送料金に「託送料金のコストメリットは高いか。」と記載ありますが、これは自己託送運用に係る事業者の運用費用を計上した自己託送電力料金単価に自己託送量をかかけた自己託送電力料金合計を評価頂く、という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、使用電力料金については、負荷追従電力料金単価に負荷追従電力量をかかけた負荷追従電力料金合計を評価頂く、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問の算定方法に限定して評価は行いません。「託送料金」及び「使用電力料金」については、「提案見積書(詳細)」に記載の各単価等について、企画提案書の内容及びプレゼンテーションにおける質疑応答の結果を踏まえ、総合的に評価いたします。</p>

注) この質疑応答書は仕様書の追補と見做す。質問の内容によっては回答に仕様内容等を含む場合もあることから、応募者は質問の有無にかかわらず全文を読まれない。

番 号	質 問	回 答
8	実施要領1、電力供給仕様書4（5）について、送電対象候補施設は<対象施設>以外に候補地として決定している施設はございますか。	現時点で、戸塚環境センター、朝日環境センター及び鳩ヶ谷衛生センター以外に送電対象候補として決定している施設はありません。なお、電力供給仕様書P3「4 自己託送（5）」に記載の「自己託送追加施設」についても、現時点では候補は未定です。
9	電力供給仕様書5（5）に関して、「実効性テストの実施に協力」とは自己託送及び負荷追従電力の供給および計画値の変更を指しますか。その他受注者に求められる業務があればご教示ください。	「実効性テストの実施に協力」とは、実効性テストの発動指令があった際に、自己託送計画値を修正し、実効性テストを優先的にを行うことを指します。なお、その他の受注者に求められる業務に関しては、優先交渉権者の決定後に協議の上で対応を決定するものとしします。
10	電力供給仕様書P4 5 特記事項（5）について、万が一受注者が発動指令に対応できず、貴市及びアグリゲータに損害を与えた場合は、受注者は当該損害を負担し補償する、という理解でよろしいでしょうか。	特記事項（5）の趣旨は、受注者に対し、①実効性テストへの協力、②自己託送ができない場合の負荷追従電力の供給を求めるものです。従って、受注者が発動指令に対応できなかったことにより生じた本市又はアグリゲータの損害を一律に受注者が負担・補償することまでを求めるものではありません。 容量市場参加に係る発動指令の履行及びこれに伴う責任・ペナルティの取り扱いには、市及びアグリゲータとの契約関係に基づきます。なお、受注者が本業務における契約上の義務に違反した場合には、契約約款等に基づき、本市に生じた損害について適切に対応いただきます。

注) この質疑応答書は仕様書の追補と見做す。質問の内容によっては回答に仕様内容等を含む場合もあることから、応募者は質問の有無にかかわらず全文を読まれない。

番 号	質 問	回 答
11	余剰電力売却仕様書1にて「(中略) 非FIT電力(自己託送電力を除く)を受注者に売却するものである。」とあるが、現在特定契約で売電しているFIT電力は契約期間中、非FITになる予定はございますか。	朝日環境センターはFIT契約が既に満了しており、当該余剰電力は非FITです。一方、戸塚環境センターは本件の契約期間中も当該FIT契約を継続し、FIT電力分を非FIT電力へ移行することはありません。
12	余剰電力売却仕様書4(2)、6(4)に関連して、「突発的な両環境センターの発電停止や鳩ヶ谷衛生センターほか2施設を受電停止等」による計画変更の通知がなされなかった場合、その際に発生するインバランスについては別途協議することは可能でしょうか。	原則として、余剰電力売却仕様書「4一般送配電事業者(2)」の定めによります。ただし、別途協議が可能です。
13	電力供給仕様書5(3)で、「燃料費調整等(東京電力エナジーパートナー株式会社の市場調整ゼロプランにおける当該時期の発表分を適用)を行う」としているが、燃料調整費の算定方法を契約期間中に変更することは可能でしょうか。	契約後の電気料金に関する燃料費調整等については、東京電力エナジーパートナー株式会社の「市場調整ゼロプラン」に準じたものとします。ただし、契約期間中に東京電力エナジーパートナー株式会社の電気需給約款[高圧/特別高圧]が改訂された場合には、その内容について別途協議が可能です。

注) この質疑応答書は仕様書の追補と見做す。質問の内容によっては回答に仕様内容等を含む場合もあることから、応募者は質問の有無にかかわらず全文を読まれない。

番 号	質 問	回 答
14	余剰電力売却仕様書8(6)「但し、受給料金が発電側課金額を下回る月については相殺できないため、送配電事業者から直接受注者へ請求されることとなる」とありますが、送配電事業者から受注者へ支払った場合、受注者から発注者へ支払った分を請求することは可能でしょうか。	相殺できない場合は、送配電事業者から直接受注者へ請求されることとなりますが、その請求分については、受注者が発注者へ請求することが可能です。
15	東京電力エナジーパートナー株式会社が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更可能ですか。	原則として、契約単価等の変更は行いません。ただし、市場価格又は経済状況等の著しい変動があった場合については、別途、個別協議が可能です。
16	請求書は電子請求書でありお客様マイページからダウンロードしていただくこととなります。ご了承いただけますか。	優先交渉権者の決定後、協議によるものとします。
17	マイページからダウンロードして入手可能な請求書は、社印有もしくは捺印無し の形式でご提供可能ですが、問題ございませんか。	優先交渉権者の決定後、協議によるものとします。
18	年度末(～3/31)までの電気料金の み、通常のスケジュールに比べ早めにご提出することは業務上対応が難しいですが、了承いただけますでしょうか。	3月分の請求に関するご質問と理解いたしました。優先交渉権者の決定後、協議によるものとします。

注) この質疑応答書は仕様書の追補と見做す。質問の内容によっては回答に仕様内容等を含む場合もあることから、応募者は質問の有無にかかわらず全文を読まれない。